

令和 3 年 度

教育委員会定例会（3月）議事録

四條畷市教育委員会事務局

1 開催日時・場所

令和4年3月30日(水) 10時00分から10時59分まで

四條畷市役所 東別館第二附属棟 1階大会議室

2 出席委員

教 育 長	植田 篤司
教育長職務代理者	山本 博資
委 員	佃 千春
委 員	河田 文
委 員	尾崎 靖二

3 事務局出席者

教 育 部 長	阪本 武郎	教 育 部 次 長 兼 学 校 教 育 課 長	木村 実
教 育 総 務 課 長	板谷 ひと美	学 校 給 食 セ ン タ ー 主 任	池口 一馬
青 少 年 育 成 課 長	勝村 隆彦	生 涯 学 習 推 進 課 長	安田 美有希
公 民 館 長	神本 かおり	教 育 部 上 席 主 幹 兼 主 任 (生涯学習推進担当)	村上 始
図 書 館 長 兼 主 任 兼 田 原 図 書 館 主 任	田中 学		

4 議事録作成者 教 育 総 務 課 木邨 勇貴

5 付議案件

議案 第14号	四條畷市立学校給食センター管理規則の一部を改正する規則の制定について
議案 第15号	第2次四條畷市スポーツ推進計画の策定について
議案 第16号	第3次四條畷市文化芸術振興計画の策定について
議案 第17号	四條畷市文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
議案 第18号	四條畷市飯盛城跡の調査研究に関する専門委員会規則の一部を改正する規則の制定について
報告 第3号	令和4年度教育委員会事務局職員人事について
報告 第4号	四條畷市飯盛城跡の調査研究に関する専門委員会条例の一部を改正する条例の制定について
その他	四條畷市市民総合センター内におけるワンコインPCR検査会場の使用期間延長について 新型コロナウイルス感染拡大防止に関する対応について

植田教育長	<p>只今から3月の教育委員会定例会を開催します。会議の成立状況について、事務局から説明をお願いします。</p>
板谷教育総務課長	<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定に基づき、会議が成立していることを報告いたします。</p>
植田教育長	<p>それでは、四條畷市教育委員会会議規則第5条第2項の規定に基づき議事録署名者の指名をおこないます。</p> <p>本日の議事録署名者は、山本教育長職務代理者をお願いいたします。</p> <p>それでは議事に入ります。</p> <p>議案第14号 四條畷市立学校給食センター管理規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。</p> <p>事務局から本件の内容説明を願います。</p>
池口学校給食センター主任	<p>議案第14号 四條畷市立学校給食センター管理規則の一部を改正する規則の制定について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項の規定により、議決を求めます。</p> <p>提案理由として、学校給食費の公会計化に向けて、市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則が改正され、令和4年4月1日から教育委員会で学校給食費の徴収等の事務を執行することとなったことから、給食センター管理規則に係る所要の改正を行う必要が生じ、本案を提案いたしました。</p> <p>内容につきましては、新旧対照表により説明させていただきます。</p> <p>まず、学校給食センターが所管する業務として、第4条6号に学校給食費に関することを加え、各号の順番を整理しました。</p> <p>次に、第5条に所長の専決事項を追加いたします。</p> <p>具体には、第1号 給食センターの業務に関すること、第2号 給食センターの施設の管理及び使用許可に関すること、第3号 学校給食センター運営委員会の事務処理に関することです。</p> <p>附則におきまして、施行日を令和4年4月1日とします。</p> <p>簡単ではございますが、議案第14号 四條畷市立学校給食センター管理規則の一部を改正する規則の制定についての説明とさせていただきます。</p>
阪本教育部長	<p>審議に先立ちまして、私から規則改正の根拠となる、四條畷市学校給食費に関する規則について、説明させていただきます。</p> <p>この規則は、学校給食法第11条第2項に規定の学校給食費に関し、必要な事項を定めるものです。</p> <p>第3条に基づき、市長が学校給食費を徴収いたします。また、第4条では</p>

	<p>年間の給食費の標準数を190回と定めております。ただし、第4条第2項で毎年度の実際の数に教育長が別で定めるとしてあります。</p> <p>第5条の学校給食費の年額は、別表第1のとおり、小学校が48,400円、中学校が52,800円であり、現在、学校給食会で実施している給食費と同額でございます。また、年度途中で転入もしくは転出する方、教育実習などで臨時的に摂食する方の考え方を示しております。</p> <p>第7条では、料金は6月から3月の10回に分割して月末に納めるとしてあります。</p> <p>第8条は、アレルギーなど健康上の理由により、牛乳やパンを食べられない児童生徒の給食費の減額について定めています。また、第2項で減額を受ける場合は学校ではなく学校給食センターに申し込むことを示しています。</p> <p>第9条では、口座がない方は納付書、基本的には口座振替で納付することを規定しています。</p> <p>最後に、附則において、給食費の徴収は市長の権限に属する事務の補助執行として教育委員会事務局の職員に執行させると定められております。以上が、今回、学校給食センター管理規則の一部を改正する必要性が生じた経過でございます。</p>
植田教育長	<p>本件について、質疑等ございましたらお願いします。 ご意見はございませんか。</p>
山本教育長職務代理者	<p>給食費の減額について、現在でも行われていると思いますが、どの程度の人数、金額になっていきますか。別表で給食費の年額を定めており、また、減額は1食あたり小学校で250円、中学校で270円となっておりますので、それらの額に何らかの影響がないか危惧します。</p>
池口学校給食センター主任	<p>アレルギーがある児童生徒が主になり、多い学校で13人程度が牛乳を中止しており、小中学校全体で80人程度の申請があります。</p>
山本教育長職務代理者	<p>第11条に関連して質問いたしましたが、実際には過納や誤納は発生しないとの理解でよろしいですか。</p>
池口学校給食センター主任	<p>第11条は何らかの誤りが生じた場合のみを想定しています。</p>
佃委員	<p>ようやく公会計化に進むことになり、この間、色々ありましたが、市民の皆さまには、これから市長の監督下での給食が進められるということで、安心しておられるであろうことに対し、より透明性をもって進めていかなければならないと痛感しています。</p>

	<p>そのなか、四條畷市立学校給食センター管理規則において、専決事項に定める、給食センターの業務に関する事、また、学校給食センター運営委員会の事務処理に関する事の具体を教えてください。</p>
池口学校給食センター主任	<p>給食センターの業務に関する事については、これまで学校給食会が行ってきた事業者との契約に関する事などを想定しています。</p> <p>また、学校給食センター運営委員会の事務処理に関する事については、学校給食センター運営委員会を行っていくにあたり、その事務を学校給食センター所長が専決できる旨を明確に規定したものでございます。</p>
河田委員	<p>減免申請書について、新型コロナウイルス感染症の影響により学校全体が休校となる場合、この申請書は必要になりますか。</p>
池口学校給食センター主任	<p>これまでも、臨時休校や学級閉鎖の場合は減額申請は不要です。ただし、コロナの影響を含め、個人的に長期間お休みされる場合は申請が必要となります。</p>
尾崎委員	<p>現在の未納者の状況がどのようになっているのか、また、今後、どのようになっているのかを教えてください。</p>
阪本教育部長	<p>これまでは、学校給食会という私会計で学校長名義の口座に給食費をいただいていたが、公会計後は、市が指定する金融機関の口座からの引落としとなります。何らかの理由で口座引落としができなかった場合については、保護者との話し合いのもと、どうしても応じていただけない際は、徴収対策課と情報交換しながら、公平公正な徴収に努めてまいります。</p>
尾崎委員	<p>現行の未納者の数と対応はどうなっていますか。</p>
阪本教育部長	<p>未納者の方には学校から働きかけていただいております。収納率は99.5%程度です。公会計後も収納率が低下しないよう、担当課が取り組んでまいります。これにより、学校長はもとより担当教員の負担軽減につながると考えています。</p>
尾崎委員	<p>これまでは、児童生徒を通し、未納の通知を届けていたと思いますが。</p>
池口学校給食センター主任	<p>通知を学校給食会より郵送し、懇談等の際に学校から保護者あてに働きかけていただいていると聞いています。</p>
尾崎委員	<p>公会計後は、学校を経由せず、学校給食センターか徴収対策課が徴収を担</p>

阪本教育部長	<p>うという考え方でよろしいですか。</p> <p>保護者との交渉等は学校給食センターが行うことになります。</p>
尾崎委員	<p>そこに公会計化の大きな意味がありますので、是非とも進めていただきたいと思います。</p>
山本教育長職務代理人	<p>学校給食会の設置に関する規則はありますか。</p>
阪本教育部長	<p>市の規則にはありませんが、任意団体の規約としてはございます。</p>
山本教育長職務代理人	<p>この間の学校給食センター所長の件では、市民の方々も注目されていると思います。今回上程の市立学校給食センター管理規則の第4条には、物資の調達や給食の輸送に関することが給食センター業務として残り、所長の専決事項とされ、事件を受けても規則上の変更はありません。</p> <p>公会計化も是正の一貫ですが、教育委員会としても何らかの対応が求められると思います。そのような意味で、学校給食会の業務から給食費の納入に関することを削除するなど、市民に見える形で教育委員会の姿勢を示すべきだと思います。</p>
阪本教育部長	<p>ホームページなどで事件に関する情報を公開しておりますが、只今のご意見を受け、保護者に対し、手紙などでしっかりと今後の方針を示す必要があると認識しております。</p>
河田委員	<p>以前は学校諸費と給食費を同じ口座に振り込んでいましたが、今は小学校は学校諸費を現金で持参していると思います。市内全ての小中学校で同じ取扱いとなっているのか、現状を教えてください。</p> <p>今後、給食費は金融機関を選択できるが、学校諸費は選択できないことになるのでしょうか。</p>
木村教育部次長兼 学校教育課長	<p>学校諸費については、学校ごとに実態が違います。</p>
植田教育長	<p>他にございますか。</p> <p>（「なし」の声）</p> <p>ここでお諮りいたします。</p> <p>議案第14号 四條畷市立学校給食センター管理規則の一部を改正する規</p>

	<p>則の制定について、原案のとおり可決することに異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p> <p>異議がないようですので、議案第14号については、原案のとおり可決することに決しました。</p> <p>それでは、次に移ります。</p> <p>議案第15号 第2次四條畷市スポーツ推進計画の策定についてを議題といたします。</p> <p>事務局から本件の内容説明を願います。</p>
<p>植田教育長</p> <p>安田生涯学習推進課長</p>	<p>議案第15号 第2次四條畷市スポーツ推進計画の策定につきまして、提案理由を申し上げます。</p> <p>1月の教育委員会定例会における報告第2号のとおり、2月1日から3月3日まで市民意見公募手続を行いました。意見の提出がなかったため、原案に文字等の軽微な修正を加え、第2次四條畷市スポーツ推進計画を策定させていただきたく、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。</p>
<p>植田教育長</p>	<p>本件について、質疑等ございましたらどうぞ。</p>
<p>尾崎委員</p>	<p>前回の議論を全体的に反映いただいたことに敬意を表したいと思います。より伝わりやすくするため、文言の修正をお願いします。</p> <p>21ページの重点取組み項目の数値目標の枠内、3行から4行目にかけて、「目標数値としています。」とありますが、「目標としています。」への修正を検討願います。</p> <p>また、その後に、目標値の設定根拠を示していますが、表現が分かりにくいので、次のとおり文案を提案させていただきます。具体には、「地域によっては肯定的意見と否定的意見が毎年大きく変動しているところなど様々です。それぞれ、明確な変動要因は不明瞭であることから、施設の維持更新を順次計画的に行うことで、全体の肯定的意見の割合を向上させていくこととして目標を設定しています。」に修正された方が伝わりやすいと思います。</p>
<p>山本教育長職務代理者</p>	<p>前回の意見を取り入れていただき、特に8ページは分かりやすくなったと思います。</p> <p>同じ21ページの部分ですが、変動要因が不明瞭とのことですので、先ほど尾崎委員から文案をご提示いただいたところですが、詳細に述べる必要はないのではないかと考えました。従って、「地域によっては」以降の説明を削</p>

尾崎委員	<p>除し、「明確な変動要因は不明瞭であることから」に直接続けるようにしてはどうかと思います。</p> <p>前回の私の意見を踏まえ、内容を追加して下さったものと思いますが、他の項目に比べ、バランスが悪くなっていますので、施設の維持更新を計画的に行うという方針がしっかり入っていれば十分と考えます。</p> <p>今の文章を活かすならばの提案ですので、山本職務代理者のご意見と同様に、私も削除した方が分かりやすいと考えます。</p>
佃委員	<p>前回の議論を踏まえ、特に図表などを変えていただき、とても良くなったと思います。</p> <p>一方、市内に16程度の連盟があるなか、意見提出がなかったことについて、どのように捉えていますか。</p>
安田生涯学習推進課長	<p>前回の策定時には1人から意見の提出があったのですが、今回、コロナ禍のなか、活動自体が中止されていることもあり、意見の提出に至らなかったのではないかと考えています。</p>
佃委員	<p>たくさんの意見が出ることによって、活動が活発になるということもありますので、引き続きの努力をお願いしたいと思います。</p>
阪本教育部長	<p>スポーツ団体の方々とは、コロナ禍においても担当課との情報交換を密に、たくさんの意見を伺っているところです。そのような意味では、意見公募手続よりも前の段階で、意見を反映した内容として取りまとめることができたのではないかと思います。</p>
安田生涯学習推進課長	<p>計画の検討にあたっては、社会教育委員会議はもとより、市内体育団体の長と綿密に意見交換を行い、それらの意見を十分に参考とさせていただいたところです。</p>
植田教育長	<p>他に質疑はございませんか。</p> <p>(「なし」の声)</p> <p>それでは、議案第15号 第2次四條畷市スポーツ推進計画の策定について、21ページは「施設の維持更新を計画的に行う」にフォーカスする趣旨は変更せず、分かりやすく校正することとし、原案のとおり可決することに異議ございませんか。</p>

<p>植田教育長</p>	<p>(「異議なし」の声)</p> <p>異議がないようですので、議案第15号については、字句修正を行うことを前提に、可決することに決しました。</p> <p>それでは、次に移ります。</p> <p>議案第16号 第3次四條畷市文化芸術振興計画の策定についてを議題といたします。</p> <p>事務局から本件の内容説明を願います。</p>
<p>安田生涯学習推進課長</p>	<p>議案第16号 第3次四條畷市文化芸術振興計画の策定につきまして、提案理由を申し上げます。</p> <p>12月の教育委員会定例会における報告第25号のとおり、1月17日から2月16日まで市民意見公募手続を行いました。意見の提出がなかったため、原案に文字等の軽微な修正を加え、第3次四條畷市文化芸術振興計画を策定させていただきたく、ご審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。</p>
<p>植田教育長</p>	<p>本件について、質疑等ございましたらどうぞ。</p>
<p>山本教育長職務代理者</p>	<p>12月の定例会で意見した内容を取り入れていただき、内容については問題を感じておりませんが、表記が気になった点があります。</p> <p>佃委員の意見を受けて、17ページの図の表記を変えていただき、見やすくなったのですが、図を上配置し、文章を下に記載すれば、より見やすくなると思います。というのは、14ページにもありますが、小数点を含む数字が行をまたがっていますので、そのように思いました。</p> <p>次に、42ページの基本施策6ですが、他に比べ、上の余白が大きいのが気になります。</p> <p>28、30ページの数値目標については、設定の根拠を入れていただき、良くなったと思います。</p>
<p>安田生涯学習推進課長</p>	<p>14、17ページの表記については、レイアウトの変更を検討したいと思います。</p> <p>42ページの余白についても、調整いたします。ありがとうございます。</p>
<p>尾崎委員</p>	<p>全体としては、前回の議論を反映し、文章をうまくまとめていただいていると思います。</p> <p>そのうえで、30ページの数値目標の部分について、スポーツ推進計画と同じように文章を修正していただきたい。具体には、「令和3年度の数値に対</p>

	<p>して5%向上した数値を令和8年度の目標数値としています。」の部分について、実際は1.47%の向上であり、誤解が生じる可能性があるので、「令和3年度の数値に対して5%にあたる1.5%の向上を令和8年度の目標としています。」の表記に修正いただければと思います。1.5%は少ないように思えますが、これについては下の3行で説明していますので、頑張るということ胸を張って言っていただければ良いと思います。</p>
<p>安田生涯学習推進課長</p>	<p>ありがとうございます。数値の表記が3回繰り返している部分の修正に加え、スポーツ推進計画に合わせた文章への修正を検討したいと思います。</p>
<p>佃委員</p>	<p>細かい内容で申し訳ありませんが、小数点と小数第1位の間隔が色々で見にくくなっています。例えば、28ページの下の38.8%と40.7%など、最終点検の際に修正されたら良くなると思います。</p>
<p>安田生涯学習推進課長</p>	<p>ご指摘ありがとうございます。他の部分を含め、確認させていただきます。</p>
<p>植田教育長</p>	<p>他に質疑はございませんか。</p> <p>(「なし」の声)</p>
	<p>14、17ページのレイアウト、42ページの余白、30ページの字句修正、小数点以下の全角、半角のフォント、これらの修正を前提としたお諮りしたいと思います。</p> <p>議案第16号 第3次四條畷市文化芸術振興計画の策定について、趣旨は変更せず、字句修正を行うことを前提に、可決することに異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p> <p>異議がないようですので、議案第16号については、原案のとおり可決することに決しました。</p>
<p>植田教育長</p>	<p>それでは、次に移ります。</p> <p>議案第17号 四條畷市文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。</p> <p>事務局から本件の内容説明を願います。</p>
<p>村上教育部上席主</p>	<p>議案第17号 四條畷市文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則の制</p>

<p>幹兼主任（生涯学習推進担当）</p>	<p>定について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項の規定により、議決を求めます。</p> <p>提案理由といたしましては、令和4年4月1日付けの機構改革に伴い、四條畷市文化財保護条例施行規則の一部を改正する必要性が生じたため、本案を提案しました。</p> <p>新旧対照表をご覧ください。四條畷市文化財保護条例施行規則のうち、第22条中の生涯学習推進課をスポーツ・文化財振興課に改めるものでございます。施行は令和4年4月1日といたし、ご審議お願いいたします。</p>
<p>植田教育長</p>	<p>本件について、質疑等ございましたらどうぞ。</p> <p>（「なし」の声）</p> <p>ここでお諮りいたします。</p> <p>議案第17号 四條畷市文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、原案のとおり可決することに異議ございませんか。</p> <p>（「異議なし」の声）</p> <p>異議がないようですので、議案第17号については、原案のとおり可決することに決しました。</p>
<p>植田教育長</p>	<p>それでは、次に移ります。</p> <p>議案第18号 四條畷市飯盛城跡の調査研究に関する専門委員会規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。</p> <p>事務局から本件の内容説明を願います。</p>
<p>村上教育部上席主幹兼主任（生涯学習推進担当）</p>	<p>議案第18号 四條畷市飯盛城跡の調査研究に関する専門委員会規則の一部を改正する規則の制定について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項の規定により議決を求めます。</p> <p>提案理由としましては、令和4年4月1日付けの機構改革に伴い、四條畷市飯盛城跡の調査研究に関する専門委員会規則の一部を改正する必要性が生じたため、本案を提案しました。</p> <p>新旧対照表をご覧ください。四條畷市飯盛城跡の調査研究に関する専門委員会規則のうち、第4条中の生涯学習推進課をスポーツ・文化財振興課に改めるものでございます。</p> <p>施行は令和4年4月1日といたし、ご審議お願いいたします。</p>

<p>植田教育長</p>	<p>本件について、質疑等ございましたらどうぞ。</p> <p>(「なし」の声)</p> <p>ここでお諮りいたします。</p> <p>議案第18号 四條畷市飯盛城跡の調査研究に関する専門委員会規則の一部を改正する規則の制定について、原案のとおり可決することに異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p> <p>異議がないようですので、議案第18号については、原案のとおり可決することに決しました。</p>
<p>植田教育長</p>	<p>それでは、次に移ります。</p> <p>報告第3号 令和4年度教育委員会事務局職員人事についてを議題といたします。</p> <p>事務局から本件の内容説明を願います。</p>
<p>板谷教育総務課長</p>	<p>報告第3号 令和4年度教育委員会事務局の課長級以上の職員人事について、教育長に対する事務委任規則第2条第1項の規定に基づき、教育長をして臨時に代理したので、同規則同条第3項の規定に基づきその内容を報告いたします。</p> <p>人事異動の詳細については、配布資料のとおりでございます。</p>
<p>植田教育長</p>	<p>本件について、質疑等ございましたらどうぞ。</p> <p>(「なし」の声)</p>
<p>植田教育長</p>	<p>それでは、次に移ります。</p> <p>報告第4号 四條畷市飯盛城跡の調査研究に関する専門委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。</p> <p>事務局から本件の内容説明を願います。</p>
<p>村上教育部上席主幹兼主任（生涯学習推進担当）</p>	<p>報告第4号 四條畷市飯盛城跡の調査研究に関する専門委員会条例の一部を改正する条例の制定について、市議会2月定例議会において、四條畷市飯盛城跡の調査研究に関する専門委員会条例の一部を改正する条例が可決さ</p>

<p>植田教育長</p>	<p>れ、令和4年3月2日付けで公布されたことを報告します。 改正箇所は、第3条の専門委員会の委員を5人以内から10人以内に改正しました。</p> <p>本件について、質疑等ございましたらどうぞ。</p> <p>(「なし」の声)</p>
<p>植田教育長</p>	<p>それでは、その他の案件に移ります。</p>
<p>神本公民館長</p>	<p>四條畷市市民総合センター内、コミュニティスペースで開設中のワンコインPCR検査会場の使用期間延長について、四條畷市長から申請がございましたのでご報告いたします。</p> <p>当初、令和3年8月から4年3月末を開設期間として、四條畷市ワンコインPCR検査会場を設置しておりましたが、今般、新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた取組みの一環として、市民皆さまが安心して社会経済活動へ参画できるよう、本年6月末までの使用期間の延長でございます。</p> <p>なお、7月以降の延長有無につきましては、社会動向を踏まえ、一定の時期に決定されることを併せて報告いたします。</p>
<p>植田教育長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>只今の件につきまして、確認質問等ありましたらお願いします。</p> <p>特によろしいでしょうか。</p> <p>(「なし」の声)</p> <p>事務局、その他案件ございましたらお願いします。</p>
<p>木村教育部次長兼 学校教育課長</p>	<p>新型コロナウイルス感染症拡大防止に関する対応について、口頭で報告させていただきます。</p> <p>まず、小中学校に関してですが、引き続き、感染症対策を徹底のうえ教育活動を継続しており、3月24日に修了式を迎えています。なお、3月に入り、学級閉鎖は一部あったものの、学校全体の臨時休業はございませんでした。</p> <p>次に、令和4年3月21日に大阪府のまん延防止等重点措置実施期間が解除となったことから、翌22日から、これまでの社会教育施設の屋内外の開放に加え、小中学校施設及び夜間運動場についても貸出しを再開しております。簡単ですが、以上でございます。</p>

植田教育長	<p>ありがとうございました。 只今の件につきまして、確認質問等ありましたらお願いします。</p> <p>特によろしいでしょうか。</p> <p>(「なし」の声)</p>
植田教育長	<p>他にございますか。 ないようでございますので、本日予定の案件の審議は、すべて終了しました。</p> <p>これをもちまして、定例会を閉会いたします。</p>

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和4年6月29日

四 條 畷 市 教 育 長

植 田 篤 司

四條畷市教育委員会教育長職務代理者

山 本 博 資